

市民活動登録について

市民活動登録をご希望の方は、マルタス 1 階市民活動支援カウンターにお越しく下さい。お電話やオンラインでのお手続きも可能です。お電話やオンラインをご希望の方は、一度マルタス（TEL:0877-24-8877）までお問い合わせください。

なお、市民活動登録完了までは 2 週間程度お時間がかかります。

概要説明

マルタスの目指す市民活動の在り方や施設概要、登録をすると受けられるサービスについてのご説明いたします。

ヒアリング

活動内容や活動目的、これから行いたい活動イメージや活動のお悩みなどをヒアリングいたします。

利用規約の確認 申請書への記入

市民活動に関する利用規約をスタッフと一緒にご確認ください。確認後は、規約にご同意された方のみ「市民活動登録申請書」に必要事項をご記入いただきます。ご登録の際は、本人確認書類（免許証や健康保険証等）を確認いたしますのでご持参ください。また、団体の場合は原則代表者の方のみ（但し委任状があれば代表者以外でも可能）登録手続きを行うことができます。

活動審査

その後、ヒアリングさせていただいた活動内容や活動目的が、「市民活動利用規約」の市民活動の基準を満たしているかどうか審査させていただきます。

登録完了

審査の要件をすべて満たしていると認められるときは登録を行うこととし、登録完了の可否は代表者（または、団体）へご連絡いたします。

マルタス（以下、本施設）の「市民活動登録」をご希望の方は、下記の事項をご確認ください。

▼活動について

本施設では、下記に該当する活動を実施することができません。

- ・政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としている活動
- ・暴力団又はその構成員の統制下にある団体として活動している、又はそのおそれがあるもの
- ・法令その他公序良俗等に違反する活動
- ・著作物や名誉を毀損するもの又は信用を失墜させるおそれのあるもの
- ・他の利用者による本施設の利用を妨げる活動

本施設は公共施設であるため、他の入館者への影響を考慮し本施設から活動内容の制限や変更の指示を出す場合があります。その際は、必ず本施設の指示に従ってください。

▼活動者情報の取り扱いについて

活動情報発信のため、マルタスのホームページや SNS、市報等への掲載させていただきます。また、登録された個人及び団体情報は、本施設ならびに丸亀市が法令に従い責任をもって管理いたします。

▼免責について

市民活動者の帰責自由により与えた第三者への損害、人身事故、展示品、物品販売の商品、資料、現金等の貴重品、その他これらに類する物の盗難、紛失、損壊等による一切の損害について、本施設ならびに丸亀市は一切責任を負いません。（必要に応じ、市民活動者の責任において保険等の保全措置を講じてください。）

▼活動の中止および活動登録の抹消について

上記（活動に関して）に反して活動を実施された場合において、施設側からの改善の指示に従わないときは、本施設はただちに活動の中止をさせ、活動登録を抹消いたします。